

PFI事業に係る実施方針の策定の見通し

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。)第15条第1項及び同法施行規則(平成23年内閣府令第65条)第2条の規定により、富田林市がPFI法に基づき策定を予定している実施方針に関して、次のとおり公表する。

令和4年8月

- | | |
|--------------|--|
| 【特定事業の名称】 | 第三期富田林市公共浄化槽整備推進事業 |
| 【期間及び概要】 | 10年
事業区域内の一般住宅等を対象とした公共浄化槽の設置及び維持管理業務 |
| 【公共施設等の立地】 | 公共浄化槽整備促進区域 |
| 【実施方針の策定の時期】 | 令和4年9月(予定) |